

二 沿第三条第一項の第二項第四号の要件の実現についての区分。一語でいふと、
イ 第一種廃棄物埋設の方法の概要
ロ 第一種廃棄物埋設の手順を示す工程図

四 法第五十一条の二第三項第六号の廃棄物埋設施設の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。

五 法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以

第二条 令第三十三条第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一 令第三十三条第三号の変更の許可の申請書(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。
一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第一種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第三条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物の方法の変更に係る場合にあつては第三条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第三条第一項第五号に規定する事項を記載すること。

燃料物質等の性状に依て量の変更に當る場合は第一種廃棄物記載を行ふ放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合であつては第三条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物の方法の変更に係る場合であつては第三条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合であつては第三条第一項第五号に規定する事項を記載すること。

二 令第三十三条第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一 文書(工事計画書)

イ 変更に係る第一種廃棄物埋設

ロイ
変更に係る第一種廃棄物埋設施設による第一種廃棄物埋設の事業の開始の予定期に
変更に係る第一種廃棄物埋設施設による第一種廃棄物埋設の事業の開始の日を含む事

度以後の毎事業年度の放射性廃棄物の受入計画及び予定埋設数量、変更によるける資金計画及び事業の收支見積り

二ハ
麥更後における資金調査及び事業の収支見積り
その他変更後における第一種廃棄物埋設の事業に関する経理的基礎を有することを明

に於ける事項

イ 次の事項を記載した変更に係る第一種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する説明書

の方法又はこれらに準ずるもののが概要

△ 口
変更に係る主たる技術者の履歴

三、その他変更に係る第一種廃棄物埋設は関する技術的能力は関する事項

況に関する説明書

(設計及び工事の計画の認可の申請)

第十五條 法第五十一条の七第一項の規定により、特定第一種廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 特定第一種廃棄物埋設施設を設置する事業所（特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合については、当該変更に係る事業所）の名称及び所在地
三 次の区分による特定第一種廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法（特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合にあっては、当該変更に係るものに限る。）
四 廃棄物受入施設
五 廃棄物取扱施設
六 計測制御系統施設
七 放射線管理施設
八 前条に規定する廃棄物埋設地の附属施設

九 工事工程表
一〇 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

一一 特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合にあっては、変更の理由

一二 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の九の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類そのなければならぬ。

一三 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第五十一条の七第一項の規定による認可を申請することができるときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

一四 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
(変更の認可の申請)

一五 第十六条 法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた特定第一種廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 工事を行う事業所の名称及び所在地
三 変更に係る前条第一項第五号に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
(設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出)

一 一変更に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類
二 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
(設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出)

一 一変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によって説明した書類
二 その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類
三 廃棄物受入施設
四 放射線管理施設
五 計測制御系統施設
六 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
七 放射線管理施設
八 前条に規定する廃棄物埋設地の附属施設

九 工事工程表
一〇 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

一一 特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合にあっては、変更の理由

一二 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の九の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類そのなければならぬ。

一三 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第五十一条の七第一項の規定による認可を申請することができるときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

一四 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
(変更の認可の申請)

一五 第十六条 法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた特定第一種廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 一変更に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類
二 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
(設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出)

一 一変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によって説明した書類
二 その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類
三 廃棄物受入施設
四 放射線管理施設
五 計測制御系統施設
六 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
七 放射線管理施設
八 前条に規定する廃棄物埋設地の附属施設

九 工事工程表
一〇 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
一一 特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下同じ。)は、
一二 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。
(使用前事業者検査の実施)
一三 第十七条の二 使用前事業者検査（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下同じ。）は、
一四 変更の内容
一五 変更の理由
一六 変更に係る特定第一種廃棄物埋設施設の概要
一七 法第五十一条の七第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号
一八 変更の内容
一九 変更の理由
二〇 変更に係る特定第一種廃棄物埋設施設の概要
二一 変更に係る特定第一種廃棄物埋設施設の設置又は変更の工事に係る事業所の名称及び所在地
二二 申請に係る特定第一種廃棄物埋設施設の概要
二三 申請に係る特定第一種廃棄物埋設施設の概要
二四 法第五十一条の七第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号
二五 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所
二六 申請に係る特定第一種廃棄物埋設施設の使用の開始の予定期間

七 特定第一種廃棄物埋設施設を用いた試験のために使用するとき又は特定第一種廃棄物埋設施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときは、その使用の期間及び方法前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

- 2 一 工事の工程
 - 2 二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）
 - 三 第五十五条の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器
 - 四 前項第七号の特別の理由があるときには、その理由を記載した書類

3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

- 4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

（使用前確認を要しない場合）

第十九条 法第五十一条の八第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は次のとおりとする。

二 特定第一種廃棄物埋設施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用する場合であつて、そ

の使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二 前号に規定する場合以外の特定第一種廃棄物埋設施設を試験のために使用する場合

三 特定第一種廃棄物埋設施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期

間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承

認を受けた方法により使用するとき。

四 特定第一種廃棄物埋設施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五 特定第一種廃棄物埋設施設の変更の工事であつて、第十五条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

第二十条から第二十三条まで 削除

（使用前確認証）

第二十四条 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第十八条の規定による申請に係る特定

第一種廃棄物埋設施設が法第五十一条の八第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

（閉鎖措置中又は廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設の維持）

第二十五条 法第五十一条の九ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、特定第一種廃棄物埋設施設に第七十三条第一項第五号の閉鎖措置期間性能維持施設又は第七十八条の二第九号の廃止措置期間性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第五十一条の九本文の規定は、第七十三条第一項第五号の閉鎖措置期間性能維持施設又は第七十八条の二第九号の廃止措置期間性能維持施設に限り、適用されるものとする。

（定期事業者検査の実施時期）

第二十六条 定期事業者検査（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下同じ。）は、特定第一種廃棄物埋設施設について、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期（判定定期時間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）ごとに行うものとする。ただし、特定第一種廃棄物埋設施設の設置の工事の後の初回の定期事業者検査については、その使用が開始された日以降十二月を超えない時期に行うものとする。

2 前項の判定期間は、原子力規制検査において、特定第一種廃棄物埋設施設（当該特定第一種廃棄物埋設施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第一項の一定の期間を満了するまでの間技術基準に適

合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

一次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査を行うべきもの

二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するよう補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの

三 次のいずれかに掲げるもの

イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフイ

ルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて特定第一種廃棄物埋設施設の使用時に技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ 特定第一種廃棄物埋設施設の保安に支障を来さないものの

廃棄物埋設施設の保安の確保に支障を来さないもの

三 特定第一種廃棄物埋設施設についての次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより特定第一種廃棄物埋設施設の使用時にかかるわらざ、同項に規定する時期よりも前の時期に行うことができる。

4 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかるわらざ、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

三 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所の名称及び所在地

三 直近の定期事業者検査が終了した年月日

四 第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（定期事業者検査の実施）

第二十七条 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

二 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

三 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該特定第一種廃棄物埋設施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

二 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一 特定第一種廃棄物埋設施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二 特定第一種廃棄物埋設施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三 特定第一種廃棄物埋設施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該特定第一種廃棄物埋設施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

- 四 口 特定第一種廃棄物埋設施設の工事の方法及び時期
ハ 特定第一種廃棄物埋設施設の点検、検査等（以下この号及び第五十五条第四号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

二 第二十七条第二項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）。

四 五 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、その変更の内容を説明する書類

六 六 前回の定期事業者検査において提出した第一号又は第三号に掲げる事項について評価を行つて、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類

七 七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があつた場合にあつては、第二十七条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

八 八 前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

九 九 第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第二十七条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

十 十 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

第三十条の二から第四十条まで 削除

(変更等の届出)

第四十二条 法第五十五条の五第二項、第五十五条の七第四項及び第五十五条の十三第二項の規定による届出に係る書類（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

2 法第五十一条の十一の規定による届出に係る書類（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本一通とする。
(平成14年4月1日付) (平成14年4月1日付)

四十三條 法第五十
(許可の取消し)

第四十三条(第三項の第一項の規定による規制委員会規則)定めるに在る事業に係るものに限る。)は、法第五十一条の二第一項の許可を受けた日

(記録)

第四十四条 法第五十五条の規定による記録（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに從

記録事項

第一種廃棄物埋設に関する記録

イ 法第五十一条の六第一項の規定による第一種廃棄物埋設に関する確認の結果
ロ 法第五十五条の六第二項の規定による第一種廃棄物埋設に関する確認の結果
ハ 廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物の種類、数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、その埋設の日及び埋設を行った場所
二 第一種廃棄物埋設施設の施設管理（第五十五条に規定するもの）をいう。以下この表において同じ。）に係る記録
イ 使用前確認の結果

□ 第五十五条第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名

確認の都度	埋設の都度	確認の都度	確認の都度
の都度	確認の都度	の都度	確認の都度
施設管理の実施	同一事項に関する 次の確認のときま での期間	第七項に定める期 間	第七項に定める期 間
た第一種廃棄物埋 設の実施	施設管理を実施し た第一種廃棄物埋 設の実施	第七項に定める期 間	第七項に定める期 間

三月間の線量に第五項に定める期間は毎年度間あつては、年に一回の線量は、毎年当該一年間に限る。)規制委員第五項に定める期

氏名	ハ	設施設の解体又は 廃棄をした後五年 が経過するまでの 期間（廃棄物埋設 地に係る場合にあ つては、第七項に 定める期間）
第五十五条第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の 評価の都度	ハ	評価を実施した第一 種廃棄物埋設施 設の施設管理方針 、施設管理目標又

ト 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の初期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度
チ 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める五年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	定期
リ 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	定期
ヌ 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物（事業所内の廃棄物埋設地に埋設したもの除外。）の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合に当該容器の数量及び重量並びにこの	定期

該業第五項に定める期間
第五項に定める期間

放射線管理記録
は施設管理実施計画の改定までの期間
に於ける放射線遮蔽物の側壁毎日操作中一回十年間
における線量当量率
に於ける廃棄物受入施設、廃棄物取扱施設等の放射線遮蔽物の側壁毎日操作中一回十年間
に於ける放射線管理記録

ト 期並びに放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期の都度	放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める五年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当務に就く時リ事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路又廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物（事業所内の廃棄物埋設地に埋設したものを除く。）の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	運搬の都度
ル には、その方法	放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化した場合の都度	封入又は固型化した場合の都度
ヲ 合には、その状況及び担当者の氏名	放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合の都度	防止及び除去を行った場合の都度	防止及び除去を行った場合の都度

該業第五項に定める期間	一年間	第七項に定める期間	第七項に定める期間	型化第一項に定める期間	去の一年間
-------------	-----	-----------	-----------	-------------	-------

四 操作記録（法第五十一条の二十五第一項の認可を受けた場合を除く。）	口 廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の操作開始及び操作停止の時刻	口 警報装置から発せられた警報の内容	口 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備における温度、圧力及び流量	口 廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の操作開始及び操作停止の都度
五 責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	口 第一種廃棄物埋設施設の事故記録	口 事故の発生及び復旧の日時	口 事故の状況及び事故に際して採った処置	口 事故の原因
六 気象記録（法第五十一条の十八第一項の認可又は変更の認めを受けた保安規定に定めるところにより、記録しないこととした場合を除く。）	口 風向及び風速	口 降雨量	口 事故後処置	二 事故の原因
七 地下水の水位（法第五十一条の十八第一項の認可又は変更の認めを受けた保安規定に定めるところにより、記録しないこととした場合を除く。）	口 大気温度	口 一ヶ月についての積算降雨量	口 事故の状況及び事故に際して採った処置	口 事故の原因
八 保安教育の記録	口 保安教育の実施計画	口 保安教育の実施日時及び項目	口 保安教育を受けた者の氏名	口 保安教育を受けた者の氏名
九 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	口 ハイロード評価等の結果	口 ハイロード評価又は措置の結果	口 ハイロード評価等の結果	口 ハイロード評価等の結果
十 第五十八条の規定による第一種廃棄物埋設施設の定期的な評価	都度	毎月一度	毎月一度	毎月一度
十一 第六十二条に規定する防護措置の記録	間	年間	年間	年間
イ 見張人による巡視の状況及びその担当者の氏名	ロ 第六十二条第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への同項第五号イ及びロに規定する明書等の発行の状況及びその担当者の氏名	ロ 毎日一回	ロ 毎年一回	ロ 五年間
ハ 第六十二条第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み、持出しの点検の状況及びその担当者の氏名	ハ 本特定核燃料物質並びに特定核燃料物質を取り扱う設備及び装置の点検の状況並びにその担当者の氏名	ハ 出入り及び特定核燃料物質の常時監視の状況並びにその担当者の氏名	ハ 当者の氏名	ハ 毎日一回
チ 特定核燃料物質の防護に関する秘密の範囲及び業務上知り得る者の指定の状況	ト 防護のために必要な教育及び訓練の実施状況	チ 特定核燃料物質の防護に関する秘密の範囲及び業務上知り得る者の指定の状況	ト 防護のために必要な教育及び訓練の実施状況	チ 特定核燃料物質の防護に関する秘密の範囲及び業務上知り得る者の指定の状況
リ 防護措置の評価及び改善の実施状況	リ 防護措置の評価及び改善の実施状況	リ 防護措置の評価及び改善の実施状況	リ 防護措置の評価及び改善の実施状況	リ 防護措置の評価及び改善の実施状況
ナ 事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。）の記録	ナ 事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。）の記録	ナ 事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。）の記録	ナ 事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。）の記録	ナ 事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。）の記録
ヌ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録	ヌ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録	ヌ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録	ヌ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録	ヌ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録
ヌ (1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行つた結果	ヌ (1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行つた結果	ヌ (1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行つた結果	ヌ (1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行つた結果	ヌ (1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行つた結果
ヌ (2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量	ヌ (2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量	ヌ (2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量	ヌ (2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量	ヌ (2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量
ヌ (3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行つた場合は、その結果	ヌ (3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行つた場合は、その結果	ヌ (3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行つた場合は、その結果	ヌ (3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行つた場合は、その結果	ヌ (3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行つた場合は、その結果
ヌ (4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行つた場合は、その計算条件及び結果	ヌ (4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行つた場合は、その計算条件及び結果	ヌ (4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行つた場合は、その計算条件及び結果	ヌ (4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行つた場合は、その計算条件及び結果	ヌ (4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行つた場合は、その計算条件及び結果
ヌ (5) 評価に用いる放射性物質の選択を行つた結果	ヌ (5) 評価に用いる放射性物質の選択を行つた結果	ヌ (5) 評価に用いる放射性物質の選択を行つた結果	ヌ (5) 評価に用いる放射性物質の選択を行つた結果	ヌ (5) 評価に用いる放射性物質の選択を行つた結果
ヌ (6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行つた結果	ヌ (6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行つた結果	ヌ (6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行つた結果	ヌ (6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行つた結果	ヌ (6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行つた結果
ヌ 評価の都度	ヌ 選択の都度	ヌ 調査の都度	ヌ 事業所から搬出された後十年間	ヌ 事業所から搬出された後十年間
ヌ 事業所から搬出された後十年間	ヌ 事業所から搬出された後十年間	ヌ 事業所から搬出された後十年間	ヌ 事業所から搬出された後十年間	ヌ 事業所から搬出された後十年間
ヌ 事業所から搬出された後十年間	ヌ 事業所から搬出された後十年間	ヌ 事業所から搬出された後十年間	ヌ 事業所から搬出された後十年間	ヌ 事業所から搬出された後十年間

(1) 放射性物質の放射能濃度の測定条件	測定又は評価の事業所から搬出さ れた後十年間
(2) 放射能濃度の測定結果	都度 測定又は評価の事業所から搬出さ れた後十年間
(3) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果	都度 測定又は評価の事業所から搬出さ れた後十年間
(4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果	都度 その都度
(5) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練による記録	都度 その都度
2 前項に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を間接的に推定することができる記録をもってその事項の記録に代えることができる。	都度 その都度
3 第一項の表第三号イの線量当量率、同号ハ及びニの線量並びに同号ホ及びヘの線量は、それぞれ原子力規制委員会の定めるところにより記録するものとする。	都度 その都度
4 第一項の表第三号ホ及びトの線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によって汚染された空気を呼吸することによる被ばくに係る記録については、その被ばくの状況及び測定の方法を併せて記載しなければならない。	都度 その都度
5 第一項の表第三号ホからチまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなりた場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において第一種廃棄物埋設事業者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。	都度 その都度
6 第一種廃棄物埋設事業者は、第一項の表第三号ホからトまでの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。	都度 その都度
7 第一項の表第一号、第二号ロ、第三号ニ、又及びル、第五号、第六号ハ、第七号、第十号、第十二号並びに第十三号の記録の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。	都度 その都度
(電磁的方法による保存)	都度 その都度
第四十五条 法第五十一条の十五に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができる方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。	都度 その都度
2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして、前条第一項の表の下欄に掲げる期間保存しておかなければならぬ。	都度 その都度
3 第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。	都度 その都度
(品質マネジメントシステム)	都度 その都度
第四十六条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、法第五十一条の二第一項又は第五十五条の五第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（第五十三条から第六十一条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならぬ。	都度 その都度
第四十七条 から 第五十二条 まで 削除	都度 その都度
(管理区域への立入制限等)	都度 その都度
第五十三条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、管理区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならぬ。	都度 その都度

一 管理区域については、次の措置を講ずること。 イ 壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。
ハ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。
二 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ、又は包装した場合に、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。
三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。 イ 人の居住を禁止すること。 ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。
四 (線量等に関する措置)
第五十四条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、放射線業務従事者の線量等に關し、次の各号に掲げる措置を採らなければならぬ。
1 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようによること。
2 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようによること。
3 前項の規定にかかわらず、第一種廃棄物埋設施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を第一種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者に限る。）をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。
4 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。
一 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を第一種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者であること。
二 緊急作業についての訓練を受けた者であること。
三 原子力規制委員会が定める場合にあっては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。
(第一種廃棄物埋設施設の施設管理)
第五十五条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 第一種廃棄物埋設施設が法第五十一条の二第一項又は第五十五条の五第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。
二 前号ただし書の場合においては、法第五十一条の二十五第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第七十八条の二第九号の廃止措置期間性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標

(第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、第一種廃棄物埋設施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この条において「施設管理目標」という。)を定めること。

四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この条において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

五 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

六 第一種廃棄物埋設施設の設計及び工事に関すること。

七 第一種廃棄物埋設施設の保全のために対応するものに限る。)に関すること。

八 第一種廃棄物埋設施設の巡回(第一種廃棄物埋設施設の保全のために対応するものに限る。)に関すること。

九 第一種廃棄物埋設施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(第一種廃棄物埋設施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。(法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものを除く。))に関すること。

一〇 第一種廃棄物埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

一一 第一種廃棄物埋設施設の設計、工事、巡回及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

一二 第一種廃棄物埋設施設の設計、工事、巡回及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

一三 第一種廃棄物埋設施設の施設管理に関する記録に関すること。

一四 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

一五 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

一六 施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

一七 第一種廃棄物埋設施設の操作を相当期間停止する場合その他第一種廃棄物埋設施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該第一種廃棄物埋設施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

(廃棄物埋設地の保全)

一八 第一种廃棄物埋設地の保全に關し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。ただし、法第五十六条の二十四の二第一項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一九 埋設保全区域を定め、当該埋設保全区域については、標識を設ける等の方法によつて明らかに他の場所と区別すること。

二〇 廃棄物埋設地の現状を保全するための措置を講ずること。

二一 削除(第一種廃棄物埋設施設の定期的な評価等)

二二 第一种廃棄物埋設事業者は、法第五十一条の二第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、埋設の終了した廃棄物埋設地の保全に關し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。ただし、法第五十六条の二十四の二第一項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二三 埋設保全区域を定め、当該埋設保全区域については、標識を設ける等の方法によつて明らかに他の場所と区別すること。

二四 前号の評価の結果を踏まえて、第一種廃棄物埋設施設の保全のために必要な措置を講ずること。

二五 第一种廃棄物埋設事業者は、前項に規定するほか、法第五十一条の二十四の二第一項に規定する閉鎖措置計画又は法第五十一条の二十五第二項に規定する廃止措置計画を定めようとするときは、廃棄物埋設地について、前項各号に掲げる措置を講じなければならない。

(設計想定事象に係る第一種廃棄物埋設施設の保全に関する措置)

第五十八条の二 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、設計想定事象に關して、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところ(法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものにあっては、当該認可を受けたところ)により、次に掲げる第一種廃棄物埋設施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一 設計想定事象に係る第一種廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画(第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所における火災に係る次に掲げる事項を含む。)を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

二 第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所における可燃物の管理に関すること。

三 消防吏員への通報に関すること。

四 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

五 行う要員に対する教育及び訓練を定期に実施すること。

六 設計想定事象の発生時における第一種廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

七 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象の発生時における第一種廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動を行ふために必要な体制を整備すること。

八 (第一種廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の操作)

一 行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

二 廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の通常の操作(廃棄物埋設地の附属施設において、計画的に行われる操作をいう。)を行うために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

三 操作の開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項

四 必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

五 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

六 試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上、これを行わせること。

七 機器の操作の訓練のために操作を行ふ場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせること。

八 (事業所において行われる運搬)

九 設施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

二 核燃料物質によって汚染された物(その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。)であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の原子力規制委員会の定める放射線障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

口 核燃料物質によって汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

三 核燃料物質等を封入した容器（第一号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合）にあつては、当該核燃料物質に由つて汚染された物（以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第五十一条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

四 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

五 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。

六 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の入りを制限すること。

七 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

八 核燃料物質等の取扱いに關し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

九 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

二 前項の場合において、特別の理由により同項第一号及び第三号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。

三 第一項第一号から第三号まで及び第六号から第九号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4 第一種廃棄物埋設事業者は、核燃料物質等の運搬に關し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所において運搬することができる。

（事業所において行われる廃棄）

第六十一条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わるとともに、廃棄に当たつては、廃棄に従事する者に作業衣等を着用させるこど。

二 放射性廃棄物の廃棄に従事する者以外の者が放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。

三 气体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排気施設によつて排出すること。

ロ 放射線障害防止の効果をもつた廃氣槽に保管廃棄すること。

四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように行うこと。

五 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排水施設によつて排出すること。

ロ 放射線障害防止の効果をもつた廃液槽に保管廃棄すること。

六 放射線障害防止の効果を持つた固型化設備で固型化すること。

七 前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によつて排水中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口において又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようになること。

八 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

九 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。

十 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。

ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

十一 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該放射性廃棄物に関して第四十四条の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。

ハ 当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

十一 第五号ハの方法により廃棄する場合は、地下水監視設備において周辺監視区域の地下水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第六号の濃度限度を超えないようになること。

十一 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。

四 照射されていない次に掲げる物質	イ プルトニウム（プルトニウム一二八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下の表において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの（第十二号に掲げるものを除く。）
イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が五百グラム未満のもの（第十二号に掲げるものを除く。）	ロ ウラン一二五のウラン一二五及びウラン一二八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの中の物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二五の量が五キログラム以上のもの
ハ ウラン一二三及びその化合物並びにこれらの中の物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三の量が二キログラム以上のもの	ラン一二三の量が二キログラム以上のもの
二 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気中で吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」といいう。）が一グレイ毎時以下のもの（第十三号に掲げるものを除く。）	三 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号及び第十三号に掲げるものを除く。）

ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

二 第七条及び第十二条に定める技術上の基準に従つて廃棄物埋設地に埋設すること。

十二 第七号、第八号及び第九号（同号イを除く。）の規定は、前号ロの方法による廃棄について準用する。

十三 第九号ハの規定は、第十一号ハの方法による廃棄について準用する。

十四 第十号の規定は、第十一号ニの方法による廃棄について準用する。

（防護措置）

第六十二条 法第五十五条の十六第四項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならぬい。

四 第 項 に 定 め 置	四 第 項 に 定 め 置	四 第 項 に 定 め 置	四 第 項 に 定 め 置	四 第 項 に 定 め 置	四 第 項 に 定 め 置	四 第 項 に 定 め 置	四 第 項 に 定 め 置	四 第 項 に 定 め 置	四 第 項 に 定 め 置	四 第 項 に 定 め 置	四 第 項 に 定 め 置	四 第 項 に 定 め 置	四 第 項 に 定 め 置	四 第 項 に 定 め 置				
ロ ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン一二八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三五の量が一キログラム未満のもの	ハ ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン一二八に対する比率が百分の十以上で百分の二十一に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三五の量が十キログラム以上のもの	ニ ウラン一二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三三の量が五百グラムを超えて二キログラム未満のもの	ラン二三三の量が五百グラムを超えて二キログラム未満のもの	五 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの（第十三号に掲げるものを除く。）	ウラン一二三五の量が十キログラム以上のもの	六 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（第十一号及び第十四号に掲げるものを除く。）	ハ ウラン一二三五及びウラン一二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三五の量が十キログラム未満のもの	ハ 照射されていない次に掲げる物質	イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が十五グラムを超えて五百グラム以下のもの（第十二号に掲げるものを除く。）	ロ ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン一二八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三五の量が十五グラムを超えて一キログラム以下のもの	ハ ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン一二八に対する比率が百分の十以上で百分の二十一に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三五の量が一キログラム未満のもの	ニ ウラン一二三五の量が十キログラム以上のもの	ウラン一二三五の量が十キログラム以上のもの	ホ ウラン一二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三三の量が十五グラムを超えて五百グラム以下のもの	九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの並びに次号及び第十三号に掲げるものを除く。）	十 照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物（次号において「ガラス固化体」という。）に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）	十一 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（ガラス固化体に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）	十二 第一号イ、第四号イ又は第八号イに掲げる物質（放射性廃棄物を封入（圧縮して封入する場合に限る。次号及び第十四号において同じ。）し、又は固型化した容器に内包されるものに限る。）

十三 照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に内包されるものに限り、第十号に掲げるものを除く。）

十四 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に内包されるものに限り、第十一号に掲げるものを除く。）

2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域を行なうことができる装置を当該防護区域内に設置すること。

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行なうための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四 見張人に、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への人の侵入を監視するための装置の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域を巡回させること。

五 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めることを証明する書面等（以下この項において「証明書等」といふ。）を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を持たせること。

ロ 防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ろうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「常時立入者」という。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を持たせること。

ハ 常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

六 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への業務用の車両以外の車両の立入りを禁止すること。ただし、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

七 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車させること。ただし、又はロに掲げる点検について、これと同等以上の特定核燃料物質の防護の措置を講ずる場合は、当該点検を省略することができる。

八 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。ただし、又はロに掲げる点検については、これと同等以上の特定核燃料物質の防護の必要性が認められるものを除く。の持込み及び特定核燃料物質（持出し

ロ 第五号イ及びロに掲げる証明書等を所持する者が物品を防護区域に持ち込み又は防護区域から持ち出そうとする場合は、当該防護区域の出入口において、イの点検のほか、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を検知することができる装置を用いて点検を行うこと。

ハ 見張人に出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置した場合は、当該出入口については、この限りでない。

九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。

ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれている特定核燃料物質については、この限りでない。

（1）施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置すること。

（2）施設に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該施設に立ち入ることを認めた者以外の者の当該施設への立入りを禁止すること。

（3）見張人に、施設への人の侵入を監視するための装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該施設の周辺を巡回させること。

ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。

（4）第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所内（防護区域内を除く。）において特定核燃料物質を運搬する場合については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印をする。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

ロ 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。

十 一人の侵入を監視するための装置（以下この号において「監視装置」という。）を設置する場合は、次に掲げるところによる。

イ 監視装置は、人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有するものであること。

ロ 監視装置を構成する装置であつて人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十一 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 鍵及び錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ロ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

第六十三条

五
イ 保管廃棄施設等に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該保管廃棄施設等に立ち入ることを認めた者以外の者の当該保管廃棄施設等への立入りを禁止すること。
ロ 見張人に、保管廃棄施設等への人の侵入を監視するための装置の有無並びに保管廃棄施設等における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該保管廃棄施設等の周辺を巡視させること。
特定核燃料物質の防護に関する関係機関への連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようすること。

- 第六十三条 法第五十五条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関するることを含む。）。

三 第一種廃棄物埋設施設の管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四 廃棄物取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに廃棄物取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

五 第一種廃棄物埋設施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。

ロ 保全教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

六 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

七 第一種廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること。

八 放射線管理に関すること。

九 核燃料物質等の取扱いに関すること。

十 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十一 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

十二 設計想定事象に係る第一種廃棄物埋設施設の保全に関する措置に関すること。

- 七 現に事業を行つてゐる場合にあつては、その事業の概要に關する説明書
- 八 法人にあつては、定款、役員の氏名及び履歴、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借
対照表及び損益計算書
- 三 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
- (廃棄物取扱主任者の選任等)
- 第六十六条** 法第五十二条の二十第一項の規定による廃棄物取扱主任者の選任（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る）は、事業所ごとに行うものとする。
- 2 法第五十二条の二十第一項の原子力規制委員会規則で定める資格（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る）は、法第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状又は法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有することとする。
- 3 法第五十二条の二十第二項の規定による届出に係る書類（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る）の提出部数は、正本一通とする。
- (核物質防護規定)
- 第六十七条** 法第五十二条の二十三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る）は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 二 核セキユリティ文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 三 特定核燃料物質の防護に関する業務に従事する者の職務及び組織に関すること。
- 四 防護区域（第六十二条第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う事業所については、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。）及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関すること。
- 五 防護区域及び立入制限区域に係る出入管理に関すること。
- 六 特定核燃料物質の管理に関すること。
- 七 特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。
- 八 情報システムセキュリティ計画に関すること。
- 九 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の整備及び点検に関すること。
- 十 非常の場合の対応に関すること。
- 十一 連絡体制の整備に関すること。
- 十二 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関すること。
- 十三 特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練に関すること。
- 十四 第一種廃棄物埋設施設に係る緊急時対応計画に関すること。
- 十五 妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に関すること（第六十二条第二項第二十四号（同条第三項及び第四項で準用する場合を含む。）に該当するものに限る。）。
- 十六 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の定期的な評価及び改善に関すること。
- 十七 第一種廃棄物埋設施設に係る特定核燃料物質の防護（核物質防護規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。
- 十八 その他第一種廃棄物埋設施設に係る特定核燃料物質の防護に關し必要な事項
- 2 前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通（第一種廃棄物埋設施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。
- 第六十八条** 削除
(核物質防護管理者の選任等)
- 第六十九条** 法第五十二条の二十四第一項の規定による核物質防護管理者の選任（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る）は、事業所ごとに行うものとする。
- 2 法第五十二条の二十四第一項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る）の提出部数は、正本及び写し各一通（第一種廃棄物埋設施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。
- (核物質防護管理者の要件)
- 第七十条** 法第五十二条の二十四第一項の原子力規制委員会規則で定める要件（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る）は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することができる地位にあること。
- 二 特定核燃料物質の取り扱いに関する一般的な知識を有すること。
- 三 特定核燃料物質の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有すること又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めたこと。
- (閉鎖措置として行うべき事項)
- 第七十二条** 法第五十二条の二十四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、坑道の閉鎖の工程は、同条第一項又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書に記載された閉鎖措置の工程とする。
- (坑道の閉鎖の工程)
- 第七十三条** 法第五十二条の二十四の二第一項の規定により閉鎖措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について閉鎖措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 閉鎖措置の対象とする坑道
- 四 閉鎖措置の方法
- 五 閉鎖措置期間中に性能を維持すべき特定第一種廃棄物埋設施設（以下この条において「閉鎖措置期間性能維持施設」という。）
- 六 閉鎖措置期間性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間
- 七 閉鎖措置の工程
- 八 閉鎖措置に係る品質マネジメントシステム
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。
- 一 廃棄物埋設地及び坑道を設置した場所における地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 二 閉鎖措置の対象とする坑道の図面及び閉鎖措置に係る工事作業区域図
- 三 第五十八条の規定による第一種廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書
- 四 閉鎖措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書
- 五 閉鎖措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書
- 六 閉鎖措置期間性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
- 七 閉鎖措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書
- 八 閉鎖措置の実施体制に関する説明書
- 九 閉鎖措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
- 十 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

- 四 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書
- 五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すること
が想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書
- 六 廃止措置期間性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
- 七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書
- 八 廃止措置の実施体制に関する説明書
- 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
- 十 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
- (廃止措置計画の変更の認可の申請)
- 第八十条** 法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者(第一種廃棄物埋設事業者に限る。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 事業所の名称及び所在地
 - 三 変更に係る前条第一項第三号から第十号までに掲げる事項
 - 四 変更の理由
- 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
- (廃止措置計画に係る軽微な変更)
- 第八十一条** 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。
- 2 法第五十一条の二十五第二項の規定による認可を受けた者(第一種廃棄物埋設事業者に限る。)は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- (廃止措置計画の認可の基準)
- 第八十二条** 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 全ての坑道の閉鎖が終了していること。
 - 二 核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
 - 三 廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。
- (廃止措置の終了の確認の申請)
- 第八十三条** 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者(第一種廃棄物埋設事業者に限る。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 事業所の名称及び所在地
 - 三 廃止措置対象附属施設の解体の実施状況
 - 四 核燃料物質等による汚染の除去の実施状況
 - 五 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 一 核燃料物質による汚染の分布状況
 - 二 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項
 - 三 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(廃止措置の終了確認の基準)

第八十四条 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 廃止措置対象附属施設の敷地に係る土壤及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。
- 二 核燃料物質等の廃棄が終了していること。
- 三 第四十四条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しが完了していること。

(廃止措置終了確認証)

第八十四条の二 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。
(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請)

第八十五条 法第五十一条の二十六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者(第一種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。)は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 廃止措置対象附属施設及びその敷地
- 四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 五 廃止措置期間性能維持施設
- 六 廃止措置期間性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間
- 七 核燃料物質による汚染の除去
- 八 核燃料物質等の廃棄
- 九 廃止措置の工程

第八十六条 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 旧廃棄事業者等(第一種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。以下同じ。)に係る廃棄物埋設地を廃止措置計画の認可の申請を行うまでの間に他の第一種廃棄物埋設事業者に譲り渡していくことを明らかにする資料
- 二 全ての坑道の閉鎖が終了していることを明らかにする資料
- 三 廃止措置対象附属施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図
- 四 旧廃棄事業者等(第一種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。以下同じ。)に係る廃棄物埋設の定期的な評価等の結果に関する説明書
- 五 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書
- 六 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書
- 七 廃止措置期間性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
- 八 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書
- 九 廃止措置の実施体制に関する説明書

第八十六条 法第五十一条の二十六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、六月とする。

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の提出期限)

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)

第八十七条 法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者(第一種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。)は、第八十条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の軽微な変更)

第八十八条 法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第五十一条の二十六第二項の規定による認可を受けた者(第一種廃棄物埋設事業者に係るものに限る。)は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(旧廃棄事業者等に係る廃止措置対象附属施設の維持等)

第八十九条の二 法第五十一条の二十六第四項において読み替えて準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、廃止措置対象附属施設に廃止措置期間性能維持施設が存在する場合とする。

2 前項の場合において、法第五十一条の九本文の規定は、廃止措置期間性能維持施設に限り、適用されるものとする。

(指定廃棄物埋設区域に關し記録すべき事項)

第八十九条の三 法第五十一条の二十八第一項(法第五十一条の二十六第四項において準用する場合を含む。)の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 廃棄物埋設地の位置に関する事項

二 廃棄した放射性廃棄物の性状及び量に関する事項

三 第五十八条の規定による第一種廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果(法第五十一条の二十五第二項に規定する廃止措置計画を定めようとするときに講じたものに限る。)

四 その他原子力規制委員会が必要と認める事項

(指定に関する規定の準用)

第八十九条の四 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)、第一百二十七条から第百三十三条までの規定は、第四十四条第五項の指定について準用する。

(事故、故障等の報告)

第八十九条 法第六十二条の三の規定により、第一種廃棄物埋設事業者(旧廃棄事業者等を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

二 第一種廃棄物埋設施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、第一種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。

三 第一種廃棄物埋設施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは第一種廃棄物埋設施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、第一種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。

四 第一種廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第六十一条第四号の濃度限度を超えたとき。

六 周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第六十一条第六号の濃度限度を超えたとき。

七 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。

八 第一種廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がつたときを除く。)を除く。

九 漏えいした液体状の核燃料物質等が當該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えい拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ハ 漏えいした核燃料物質等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。

ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。

ハ 漏えいした核燃料物質等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

九 第一種廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者については五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超える、又は超えるおそれがあるとき。

十 放射線業務従事者について第十五条第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十一 前各号のほか、第一種廃棄物埋設施設に關し、人の障害(放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(危険時の措置)

第九十条 法第六十四条第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる応急措置を講じなければならない。

一 第一種廃棄物埋設施設に火災が起り、又は第一種廃棄物埋設施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、第一種廃棄物埋設施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四 核燃料物質等による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がりの防止及び汚染の除去を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

(報告の徵収)

第九十一条 第一種廃棄物埋設事業者は、事業所ごとに、別記様式第二による報告書を、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等、放射性廃棄物の埋設量等並びに放射線業務従事者の一年間の線量分布に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

(電磁的記録媒体による手続)

第九十二条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされていいる事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。

別記様式第三において同じ。) 及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 第六十六条第三項の書類
二 第六十九条第二項の報告書
三 前条第二項の書類
別記様式第1(第五条関係)

別記様式第2(第九十一条関係)

別記様式第1(第五条関係) (平24年基令第8号・平28原子規17・令元原子規2・令元原子規3・一部改正)

廃棄物埋設確認申請書(廃棄物埋設施設設置)

年月日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の6第1項の規定により商取扱い業者(第一種廃棄物埋設に限る。)に関する確認を次のとおり申請します。

事業所	名称		
所在	所在地		
確認 認定 施設 受取 けの 概要 (注) する 廃棄物	事項	期日	場所
	確認 認定 施設 受取 けの 概要 (注) する 廃棄物	事項	期日

注 廃棄物埋設施設の名称、構造及び設備その他の概要を明らかにする事項を記載し、廃棄物埋設地にあっては、埋設を行う放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量を併記すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2(第九十一条関係) (平30原子規6・全改・一部改正、令元原子規2・令元原子規3・一部改正)

年度 期放射線管理等報告書

年月日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第91条第1項の規定により次のとおり報告します。

事業所	名称	
所在	所在地	

1 放射性廃棄物の実態の状況

(1) 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の濃度の3月間についての平均値(注1)

(単位:Bq/cd)

測定の箇所等	前半の3月間(月～月)			後半の3月間(月～月)		
	³ H	⁶⁰ Co	¹³⁷ Cs	³ H	⁶⁰ Co	¹³⁷ Cs
排水						
気體監視						
口渦						
又設置 は備						
濃度管理目標値						

(2) 液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の濃度の3月間についての平均値(注1)

(単位:Bq/cd)

測定の箇所等	前半の3月間(月～月)			後半の3月間(月～月)		
	³ H	⁶⁰ Co	¹³⁷ Cs	³ H	⁶⁰ Co	¹³⁷ Cs
排水						
水監						
口渦						
又設置 は備						

濃度管理目標値						
測定の箇所	濃度		前半の3ヶ月間(月～月)		後半の3ヶ月間(月～月)	
	平均値	最高値	平均値	最高値		

(3) 周辺監視区域の地下水中の放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値（注1）

(単位: Bq/cdf)

測定の箇所	濃度		前半の3ヶ月間(月～月)		後半の3ヶ月間(月～月)	
	平均値	最高値	平均値	最高値	平均値	最高値

(4) 液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等（注2）

放射性廃棄物 の種類 量	低レベル液体廃 棄物 (m ³)		低レベル固体廃棄物	
	ドラム缶 (本)	その他 (本相当)		
前年度末保管量				
当該年度の発生量				
当該年度の減少量				
施設内減量				
施設外減量				
当該年度末保管量				
保管設備容量				

(5) 放射性廃棄物の埋設量等（注3）

埋設施設名称			施設合計
	受入数量	埋設数量	
埋設延べ本数			
埋設容量			

2 放射線業務従事者の線量分布（注4）

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

放射線 業務従事者	線量分布(人)				
	0.1 mSv 以下	0.1 mSv を超える 1 mSv以下	1 mSvを 超える 2 mSv以下	2 mSvを 超える 5 mSv以下	5 mSvを 超える 10 mSv以下
職員					
その他					
合計					

放射線 業務従事者	線量分布(人)				
	10mSvを 超える 15 mSv以下	15mSvを 超える 20 mSv以下	20mSvを 超える 25 mSv以下	25mSvを 超える 30 mSv以下	30mSvを 超える 35 mSv以下
職員					
その他					
合計					

放射線 業務従事者	線量分布(人)				
	35mSvを 超える 40 mSv以下	40mSvを 超える 45 mSv以下	45mSvを 超える 50 mSv以下	50mSvを 超えるもの	合計
職員					
その他					
合計					

放射線 業務従事者	線量			
	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)	
職員				
その他				
合計				

(2) 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を第一種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線業務従事者	総量	総量分布(人)			
		0.1 mSv 以下	0.1 mSv を超える 1 mSv以下	1 mSvを 超える 2 mSv以下	2 mSvを 超える 5 mSv以下
前半の3ヶ月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				
後半の3ヶ月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				

放射線業務従事者	総量	総量分布(人)		総総量 (人・Sv)	平均総量 (mSv)	最大総量 (mSv)
		5 mSvを 超えるもの	合計			
前半の3ヶ月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					
後半の3ヶ月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					

注1 「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の濃度の3ヶ月間にについての平均値」、「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の濃度の3ヶ月間にについての平均値」及び「周辺監視区域の地下水中の放射性物質の濃度の3ヶ月間にについての平均値及び最高値」について

- (1) 「測定の箇所」は、保安規定に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。
- (2) 排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかった場合は、「放出実績なし」と記載すること。
- (3) 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示すること。
- (4) 「放射性物質の濃度」の検出下限濃度（測定の結果、検出限界未満（ND）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。
- (5) 1 (1)及び(2)の表について、指定された放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。

2 「液体及び固体状の放射性廃棄物の保管量等」について

- (1) 原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。
- (2) 200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」すること。
- (3) ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。
- (4) 液体状の放射性廃棄物を蒸発濃縮及び固化して処理している場合、固化前の廃液については除くこと。
- (5) 廃棄措置に伴って発生する液体状及び固体状の放射性廃棄物について、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると第一種廃棄物埋設事業者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受けた前の段階のものがある場合は、別に欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止推進計画により新たに液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。

3 ガラス固化体等の本数を記載するとともに、注釈として容器の容量等を明記すること。

4 「放射線業務従事者の総量分布」について

- (1) 「職員」とは、第一種廃棄物埋設事業者に直接雇用される放射線業務従事者とすること。
- (2) 「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とすること。
- (3) 同一人が2以上の請負業者にまたがって作業する場合は、1人目として算出すること。
- (4) 有効数字の取扱いは、「総量」については小数点以下3桁目を四捨五入して小数点以下2桁とし、「平均総量」については小数点以下2桁目を四捨五入して小数点以下1桁とすること。「最大総量」については、その評価値を記載すること。
- (5) 2 (1)の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとすること。

その他

- (1) 測定を実施していない項目又は設備がない項目等については、「—」と記載するか当該欄を削除すること。
- (2) 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3（第92条関係）（平成20年4月1日改正、令2原子炉12・別記様式第6様式、一部改正）

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（又は核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則）第1条第5項の規定により提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法令の条項については、当該届出又は提出の適用条文の条項を記録すること。

3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4 「電磁的記録媒体」と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

5 該当事項のない欄は、省略すること。

この省令は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十四号）の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十一年三月二十八日経済産業省令第二五号）

この省令は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則（平成二十一年一月一日経済産業省令第八二号）

この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日（平成二十一年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二十一年一月一八日経済産業省令第八七号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

（経過措置）

練の事業に関する規則（以下「新製鍊規則」という。）第六条の二第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第三条の規定による改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「新加工規則」という。）第七条の九第二項第七号、第九号及び第十五号並びに同条第四項第二号及び第六号並びに第三条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）第十五条の二第二項第七号及び第十八号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第四条の規定による改正後の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新研究炉規則」という。）第三十五条第二項第七号及び第十八号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第五条の規定による改正後の改定による改正後の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（以下「新貯蔵規則」という。）第三十六条第二項第七号及び第十五号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第六条の規定による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「新再処理規則」という。）第十六条の三第二項第七号、第九号及び第十七号並びに同条第三項第二号及び第六号並びに第七条の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「新第一種埋設規則」という。）第三十七条の二第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第八条の規定による改正後の核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「新第二種埋設規則」という。）第十九条の三第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第九条の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「新廃棄物管理条例」という。）第三十三条の二第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号の規定はこの省令の施行の日から六ヶ月間は、適用しない。この場合において、当該者は、平成二十四年六月二十八日までに法第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第五十条の三第一項又は第五十一条の二十三第一項に規定第一項、第四十三条の二十五第一項、第五十条の三第一項又は第五十一条の二十三第一項に規定する核燃料物質の変更の認可を申請しなければならない。

この省令の施行の際現に法第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第五十条の三第一項及び第五十一条の二十三第一項の規定により核燃料防護規定の認可を受けている者については、新製鍊規則第六条の二第二項第三号、第十号及び第十七号並びに新加工規則第七条の九第二項第三号、第十六号及び第十八号並びに同条第四項第三号並びに新実用炉規則第十五条の二第二項第十四号、第十九号及び第二十一号並びに新貯蔵規則第十七条号並びに新廃棄物管理条例第十三条の二第二項第三号、第十四号、第十九号及び第二十一号並びに新貯蔵規則第十九号並びに新再処理規則第十六条の三第二項第十四号、第十五号及び第二十一号並びに新研究炉規則第三十五条第二項第十五号、第十六号及び第二十二号並びに新第二種埋設規則第十九条の三第二項第三号、第十五号及び第十七号並びに新第二種埋設規則第十九条の三第二項第三号、第十五号及び第十七号の規定はこの省令の施行の日から一年間、新製鍊規則第六条の二第二項第十八号並びに新加工規則第七条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第五十条の三第一項及び第五十一条の二十三第一項の規定はこの省令の施行の日から二年間は、適用しない。この場合において、当該者は、平成二十四年十二月二十七日までに、法第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第五十条の三第一項又は第五十一条の二十三第一項に規定する核燃料防護規定の変更の認可を申請しなければならない。

附 則（平成二十四年九月一四日経済産業省令第六八号）
この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。
附 則（平成二十五年三月二九日原子力規制委員会規則第一号）
この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年六月二八日原子力規制委員会規則第四号）抄
(施行期日)
第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

附 則（平成二五年二月六日原子力規制委員会規則第六号）抄
(施行期日)
第一条 この規則は、原子力規制委員会規則第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附 則（平成二六年二月二八日原子力規制委員会規則第一号）
(施行期日)
第一条 この規則は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附 則（平成二六年二月一〇日原子力規制委員会規則第七号）抄
(施行期日)
第一条 この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則（平成二七年八月三一日原子力規制委員会規則第六号）
(経過措置)
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年一二月二二日原子力規制委員会規則第一七号）
(施行期日)
第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。ただし、別表第三に係る改正規定及び次条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号）
(経過措置)
この規則は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規則（別表第三に係る改正規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定によつてした処分手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの規則の規定に相当の規定があるものは、改正後のそれぞれの規則の相当の規定によつてしたものとみなす。

附 則（平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号）
(施行期日)
第一条 この規則（別表第三に係る改正規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定によつてした処分手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの規則の規定に相当の規定があるものは、改正後のそれぞれの規則の相当の規定によつてしたものとみなす。

第二条 第一条の規則による改正後の次の表上欄に掲げる規則の同表中欄に掲げる規定及び下欄に掲げる様式は、平成三十一年四月一日以後の期間について作成すべき報告書について適用するものとし、同日前の期間について作成すべき報告書については、なお従前の例による。

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則
核燃料物質の使用等に関する規則
核燃料物質の加工の事業に関する規則
使用済燃料の再処理の事業に関する規則
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
第百三十六条第一項
様式第二
第十一条第一項
第二十一条第一項
別記様式第一
別記様式第二
第十一条第一項
第二十一条第一項
別記様式第一
別記様式第二
の二

法第五十七核燃料物質の使用等に関する規則	第三条第一項第五号及第二条の十一の十三第一項第十七号
(証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定に関する経過措置)	び同項第十二号 号亦及び同項第二十三号
第四条 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の次の表の第一欄に掲げる規則の同表の第二欄に掲げる規定により行つた証明書等の発行又は同表の第三欄に掲げる規定により行つた特定核燃料物質の防護に関する秘密を業務上知り得る者(以下単に「業務上知り得る者」という。)の指定は、第三条第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可の申請に係る認可又は認可の拒否の処分があつた日から起算して一年を経過する日までの間は、それぞれ同表の第四欄に掲げる規定による措置を講じて行うこととされる証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定とみなす。	
第一欄 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第二欄 第二項第五号イ 第三欄 第四欄
核燃料物質の使用等に関する規則	第二項第五号イ 第三項第十九号 第四項第二十三号
核燃料物質の製鍊の事業に関する規則	第二項第五号イ 第三項第十九号 第四項第二十三号
核原料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第二項第五号イ 第三項第十九号 第四項第二十三号
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第二項第五号イ 第三項第十九号 第四項第二十三号
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第二項第五号イ 第三項第十九号 第四項第二十三号
核燃料物質の貯蔵の事業に関する規則	第二項第五号イ 第三項第十九号 第四項第二十三号
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第二項第五号イ 第三項第十九号 第四項第二十三号
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第二項第五号イ 第三項第十九号 第四項第二十三号
この規則は、令和元年七月一日から施行する。	
附 則 (令和元年九月一三日原子力規制委員会規則第四号)	
この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。	
附 則 (令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第一二号)抄	
(施行期日)	

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。
第二条 この規則の施行の際に設置されている試験研究用等原子炉施設(旧法第四十三条の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けているもの及び旧法第二十九条の施設定期検査(以下この経過措置))
第三条 この規則の施行の際に設置されている試験研究用等原子炉施設(旧法第四十三条の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けているもの及び旧法第二十九条の施設定期検査(以下この経過措置))

第一条 この規則に於ける用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第二条 この規則の施行前にこの規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十六条の十四各号、核燃料物質の使用等に関する規則第六条の十各号、核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則第七条の七各号、核燃料物質の加工の事業に関する規則第九条の十六各号、核原料物質の使用に関する規則第五条第一項各号及び第二項各号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十九条の十六各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則第五条の二各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条各号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百三十四条各号、
附 則 (令和元年九月一三日原子力規制委員会規則第三号)抄	第一条 この規則は、当該各号に定めるところによる。
附 則 (令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号)	第二条 この規則は、当該各号に定めるところによる。
附 則 (令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第一二号)抄	第一条 この規則は、当該各号に定めるところによる。
(施行期日)	

船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則第三十五条各号、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第二十二条の十七各号、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十五条の十六各号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十三条の十三各号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第一百二十九条各号並びに核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第八十九条各号のいずれかに該当したときにおける報告については、なお従前の例による。

附 則（令和六年三月七日原子力規制委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。